

# 全体構想編

**第1章 都市づくりのビジョン**

**第2章 将来都市構造**

**第3章 分野別都市づくり計画**



## 全体構想編

# 第1章 都市づくりのビジョン

この章では、本巢市第1次総合計画及び前述したまちづくりの課題を踏まえながら、根幹的なまちづくりの考え方を整理します。

## 1-1 本巢市の将来像

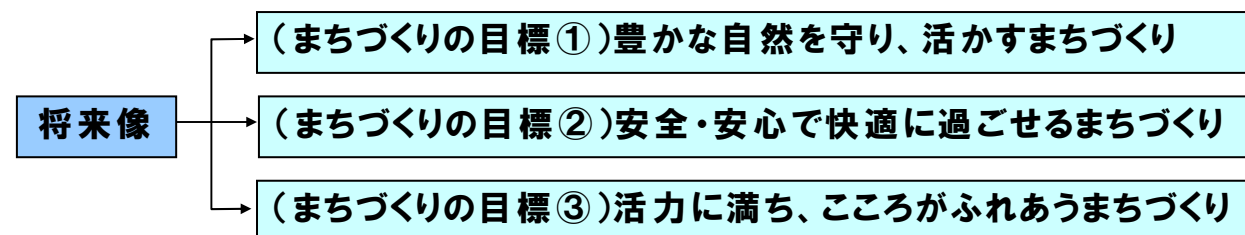
本市は、大都市近郊の交流地域、農業地域、住宅地域等として地理的・自然的優位性を有しており、将来的にみても、東海環状自動車道インターチェンジの整備が計画されるなど、新たな発展に向けた可能性を有しています。

こうしたなか、本市が目指すまちづくりは、その恵まれた条件を最大限に活かすことであり、将来像としては、美しい山や川に囲まれた「自然と人が共生するまち」、生活環境の整った「快適なまち」、人や都市との交流・連携が活発な「こころふれあうまち」、そんなまちの創造を目指します。

**「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」**

## 1-2 まちづくりの目標

本市の将来像を実現するため、総合計画上の3つの基本理念を展開する形で、空間形成に係るまちづくりの目標を設定します。



(まちづくりの目標①)

**豊かな自然を守り、活かすまちづくり**

市域の8割以上を占める森林や清流根尾川等の自然は、まちにやすらぎや潤いをもたらすとともに、源氏ボタル等、多様な生物が生息する優れた生態系を育んでいます。また、多くの人々が暮らす平坦部でも、田園や果樹園等の豊かな風景が広がるなど、生活環境に身近な自然が豊富にあります。これらの美しい山や川、田園風景は市民からの評価も高く、将来に向けて守り、継承すべきまちの魅力といえるものです。

一方で、まちの活力づくりのために農地や自然を新たな居住や産業の場として活用することは、今後もある程度は必要になってくると考えられます。以上のことから、将来に向けて守り、継承すべき自然環境の範囲を明確化して、計画的な保全を図るとともに、生活排水対策や適正管理等を通じて健全な姿の維持に努めます。また、都市の整備や開発の際には、自然との調和に配慮するものとし、親水空間等、より身近に感じられるような水や緑を増やしていくことにも努めます。

(まちづくりの目標②)

**安全・安心で快適に過ごせるまちづくり**

土地は限られた資源であり、誰もが好きなように土地を使ったり、周辺の環境を考えずに商工業等の産業活動を行ってはまちづくりは成り立ちません。現在のところ、都市計画区域に指定されているのは一部地域のみであり、市域の大部分で土地利用の方針が不明確であるとともに、土地利用や建築上の「ルール」が無いために、無計画な宅地開発の進行が懸念されます。

このため、市全体として、一つの方向性を持って効果的・効率的なまちづくりや環境保全が推進できるよう、長期的な視点で将来の土地利用方針を明確化するとともに、これ

を実現するための「ルール」づくりを進めます。

また、このような取り組みとあわせ、各地域の特性や少子・高齢化の進展も踏まえながら、生活道路や公園等の都市基盤を計画的に整備し、生活環境の快適性向上に努めます。

さらに、自然災害が発生しやすい地形的・自然的条件や東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されたことを踏まえ、すべての市民が安全・安心に暮らし続けることができるよう、治山・治水・砂防等のハード面での計画的な取り組みや、市民自らの力による地域防災力の強化を進めます。

(まちづくりの目標③)

## 活力に満ち、こころがふれあうまちづくり

本市の美しい自然や特徴的な歴史・文化は多くの観光客を呼び寄せていますが、近年は、大規模商業施設の相次ぐ立地もあって、様々な目的で多くの人々が本市に訪れるようになっていきます。交流人口の拡大は、本格的な人口減少が予想される時代にあって、定住人口とともに重要な要素と考えられ、本市では、東海環状自動車道等によるまちを訪れやすい交通環境づくりや、市内の循環性を高める道路網の整備など、まち全体で来訪者を迎え、もてなす環境づくりを進めます。

また、市内には買い物、産業、行政サービス、レクリエーションとい

った様々な都市活動の拠点となる地域が存在していますが、市民の生活利便性や賑わいの向上を目指す観点から、前述した交通基盤、「ルール」の整備とあわせて、機能の向上に努めます。

一方、本市が目指す将来像を実現するためには、市民の理解・協力が不可欠です。特に、地域や地区単位のまちづくりでは、市民が主体となった取り組みが重要であり、これらを促すためにも、勉強会の開催等、行政支援を進めるとともに、まちづくりの様々な段階において、市民が積極的に参加できるような仕組みづくりを進めます。

### 1-3 将来フレーム

本市では、昭和 50 年から順調な人口増加を続けています。しかしながら、全国的な例に漏れず、出生率の低下による少子化が進展することが予想されており、将来的に、これまでのような増加傾向を維持することは難しい状況にあります。

一方で、まちの活力維持や健全な行政運営を進める上では、適正な人口規模を維持していくことが不可欠であり、就業の場や優良住宅の確保による若者の流出抑制等、様々な施策を講じていくことが必要です。

こうしたなか、過去の人口推移から予測される将来人口とともに、今後の施策展開を考慮し、本市の将来人口を以下のように設定します。

◆平成 27 年の将来人口

⇒**35,700 人**(H17 現在 34,603 人)

産業の見通しについても、過去の推移からの予測を基本に設定します。

◆平成 27 年の商品販売額

⇒**85,900 百万円**(H16 現在 52,157 百万円)

◆平成 27 年の製造品出荷額

⇒**64,200 百万円**(H16 現在 76,733 百万円)

全体構想編

# 第2章 将来都市構造

この章では、本市の新しい都市空間づくりに向け、どのような都市機能を配置・誘導し、どのような都市施設配置や土地の使い方を目指すかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

## 2-1 都市構造の考え方

本市の都市構造は、右記のとおり3つの要素から構成します。

また、これらの構成要素は、さらにいくつかの要素に分割するものとし、前述したまちづくりの目標との関連性については、以下のように表すことができます。

### 《都市構造を構成する要素》

- ⇒都市軸  
交流やネットワークを担う動線及び線形
- ⇒都市拠点  
各種都市活動の中心的な場
- ⇒ゾーニング  
概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

区分		まちづくりの目標			
		豊かな自然を守り、活かすまちづくり	安全・安心で快適に過ごせるまちづくり	活力に満ち、こころがふれあうまちづくり	
都市構造の構成要素	都市軸	①広域連携軸		●	
		②都市間連携軸		●	
		③都市内環状連携軸		●	
		④環境軸	●	○	○
	都市拠点	①コミュニティ拠点		○	●
		②商業拠点		○	●
		③緑の交流拠点	○	○	●
		④交通拠点		○	●
		⑤産業拠点			●
		⑥文教拠点		●	○
		⑦地域のまちづくり拠点	○	○	●
	ゾーニング	①都市活動推進ゾーン		●	○
		②田園共生ゾーン	●	○	
③都市活動調整ゾーン		○	●	○	
④自然共生ゾーン		●			

○：関連性が深いもの ●は、そのなかでも特に密接な関連性を持つもの

## 2-2 都市構造の構成要素

一体的な都市空間づくりの視点や、各地域の成り立ち等を考慮しながら、都市構造の構成要素を次のように設定します。

### 1. 都市軸

都市軸は、都市活動や交流を支える主要な幹線道路及びレクリエーションや都市環境の向上に資する主要な河川を中心に、4つの軸を設定します。

#### ＜①広域連携軸＞

本市と広域都市圏を結び、人や物の広域的な移動・交流を担う動線として、「東海環状自動車道」を位置づけます。

#### ＜②都市間連携軸＞

隣接・近接する都市との連絡を担う動線であり、「国道157号」、「国道418号」、「主要地方道北方多度線」、「主要地方道岐阜関ヶ原線」、「主要地方道岐阜大野線」、「都市計画道路長良糸貫線」、「一般県道藤橋根尾線」及び「根尾川左岸堤防道路」を位置づけます。

#### ＜③都市内環状連携軸＞

買い物、産業、行政サービス、レクリエーション等の様々な都市活動の場を結びつけ、生活利便性や賑わいの向上に資する動線であり、都市間連携軸を構成する路線の一部に加えて、「西部連絡道路」等を位置づけます。

#### ＜④環境軸＞

身近な自然を活かした憩いや、市の個性を表現する場としての動線であり、「根尾川」、「糸貫川」及び「東海自然歩道」を位置づけます。

### 2. 都市拠点

都市拠点は、日常生活において多くの市民が集い利用する場や、主要な憩いの場などを中心に、7つの拠点を位置づけます。

なお、将来的には、各都市拠点の成長や集積度等に応じて、より象徴的・広域的な役割を担う「まちのコアゾーン」を設定します。

#### ＜①コミュニティ拠点＞

主として行政サービスの機能を担い、市民の日常生活を支援していく拠点として、「本庁舎周辺」及び各地域の「分庁舎周辺」を位置づけます。

#### ＜②商業拠点＞

広域的な商業を中心とした賑わいの場として、「国道157号沿道及び主要地方道岐阜関ヶ原線沿道の商業集積地周辺」を位置づけます。

#### ＜③緑の交流拠点＞

本市が誇る豊かな緑を活用した憩いともてなしの拠点であり、「船来山周辺」、「文殊の森周辺」及び「淡墨公園周辺」を位置づけます。

#### ＜④交通拠点＞

多くの人が行き交うまちの玄関口としての「東海環状自動車道インターチェンジ」や「樽見鉄道の主要駅」、さらには、これらと連携・一体化した「様々な交通のネットワーク拠点」を位置づけます。

#### ＜⑤産業拠点＞

地域経済を支える主要なものづくりの場であり、「大規模工業施設集積地」や「東海環状自動車道インターチェンジ周辺」を位置づけます。

#### ＜⑥文教拠点＞

未来を担う主要な人づくりの場であり、「国道157号周辺の高等学校・機関集積地」を位置づけます。

#### ＜⑦地域のまちづくり拠点＞

地域住民が主体となってまちづくり活動を行う地区であり、具体的な場所を設定するのではなく、地域住民の意向により、適宜位置づけていきます。

### 3. ゾーニング

ゾーニングは、居住や産業等の都市活動の場として活用・整備を図る区域や、自然を保全し、あるいはこれとの調和を図る区域を中心に、4つのゾーンを設定します。

#### ＜①都市活動推進ゾーン＞

市街地としてふさわしい都市基盤や土地利用ルールを備え、居住や

産業等の活動を優先していく区域であり、「市南部の国道157号沿道地域」を中心に位置づけます。

#### ＜②田園共生ゾーン＞

田園風景や営農基盤の保全及び有効活用を図るとともに、これらと調和した良好な住環境を備えていく区域であり、「市南部の都市活動推進ゾーン以外の地域」を位置づけます。

#### ＜③都市活動調整ゾーン＞

営農環境との調和に留意しながら、生活利便性やまちの賑わいの向上に資する取り組みを計画的に進める区域であり、都市間連携軸としての「主要地方道岐阜関ヶ原線の沿道周辺地域」及びこれに準ずるものとして「都市計画道路長良系貫線の沿道周辺地域」を位置づけます。

なお、このゾーンは、基本的に「田園共生ゾーン」に類する性格ですが、長期的あるいは部分的には「都市活動推進ゾーン」として、居住や産業等の都市活動を優先させるゾーンとしての取り扱いを検討していきます。

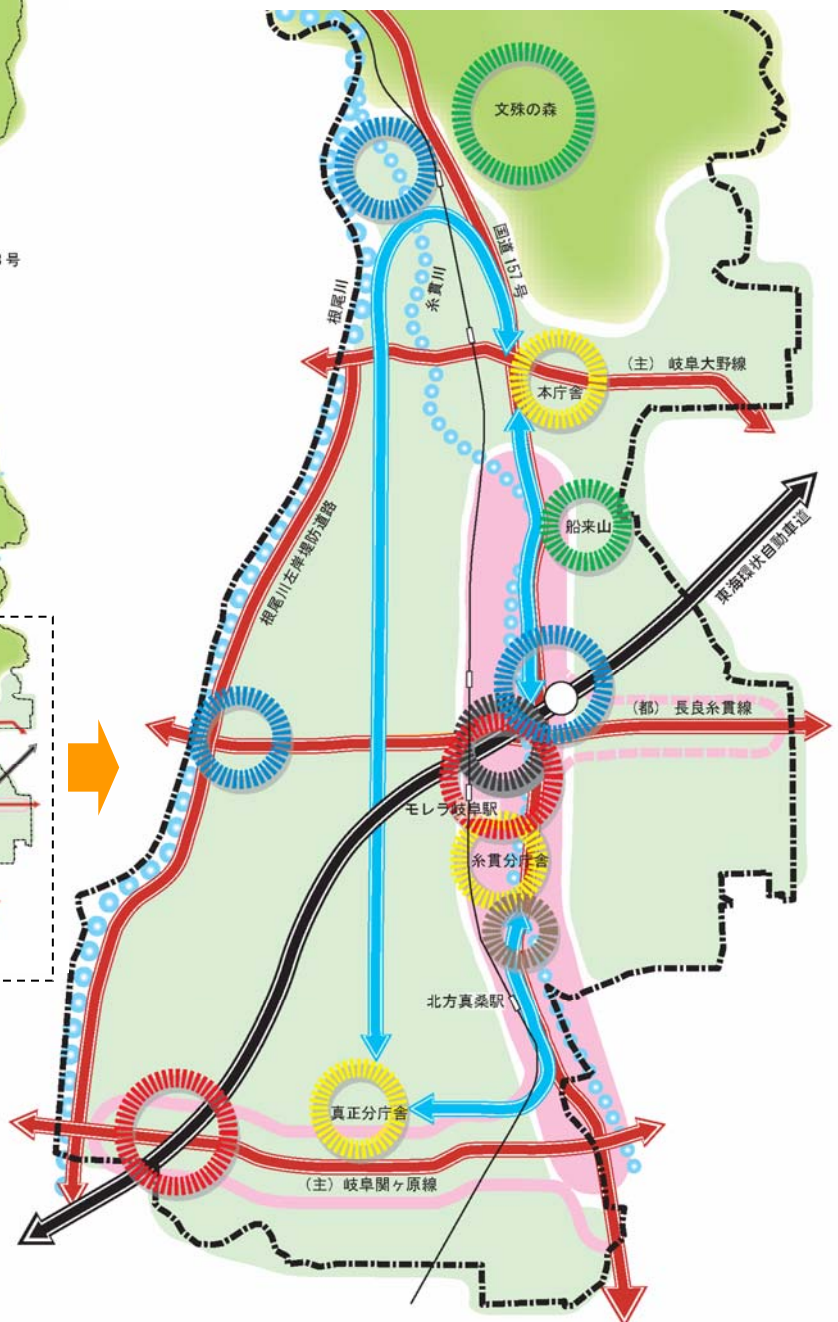
#### ＜④自然共生ゾーン＞

市民にやすらぎや潤いを与えるまちの背景として、また、優れた生態系が維持された自然として保全・活用を進める区域であり、「市北中部に広がる森林地域」を位置づけます。

《将来都市構造図》



凡 例	
<b>都市軸</b>	<b>都市拠点</b>
← 広域連携軸	● コミュニティ拠点
← 都市間連携軸	● 商業拠点
← 都市内環状連携軸	● 緑の交流拠点
●●● 環境軸	● 交通拠点
<b>ゾーニング</b>	● 産業拠点
■ 都市活動推進ゾーン	● 文教拠点
■ 田園共生ゾーン	
■ 都市活動調整ゾーン	
■ 自然共生ゾーン	



全体構想編

# 第3章 分野別都市づくり計画

この章では、将来像やまちづくりの目標を達成するために、6つの分野毎にまちづくりの方針を整理します。

- ⇒土地利用に関する方針
- ⇒市街地整備や規制・誘導に関する方針
- ⇒道路・交通に関する方針
- ⇒水と緑に関する方針
- ⇒街並み・景観に関する方針
- ⇒その他の暮らしに関する方針

## 都市づくりのビジョン

＜本業市の将来像＞ 自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち

### ＜まちづくりの目標＞

- 目標① 豊かな自然を守り、活かすまちづくり
- 目標② 安全・安心で快適に過ごせるまちづくり
- 目標③ 活気に満ち、こころがふれあうまちづくり

### ＜将来フレーム＞

- 人口 35,700 人
- 商品販売額 85,900 百万円
- 製造品出荷額 64,200 百万円

## 将来都市構造

- 都市軸（交流やネットワークを担う「4種類の軸」）
- 都市拠点（都市活動の中心となる場としての「7種類の拠点」）
- ゾーニング（概ねの機能毎に区分した「4種類のゾーン」）

## 分野別都市づくり計画

### ＜3-1 土地利用に関する方針＞

- 都市の一体化に対応した適正な土地利用コントロール
- 公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用
- まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

### ＜3-2 市街地整備や規制・誘導に関する方針＞

- 暮らしや賑わいを育む「都市基盤」  
「ルール」づくり

### ＜3-3 道路・交通に関する方針＞

- 特徴的な地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

### ＜3-4 水と緑に関する方針＞

- 美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり

### ＜3-5 街並み・景観に関する方針＞

- 美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

### ＜3-6 その他の暮らしに関する方針＞

- 安全・安心で本業市らしさのある生活環境づくり

### 3-1 土地利用に関する方針

#### 1. 基本方針

(土地利用の基本方針①)

#### 都市の一体化に対応した適正な土地利用コントロール

土地は様々な利用が競合するものであるため、周囲に配慮した秩序ある利用が行われるよう、一定の「ルール」が必要と考えられます。

その根本的なものとして、都市計画の区域制度がありますが、本市の場合は、広域都市計画区域として指定された旧糸貫町の一部の地域のみが該当します。このことは、市域の大部分で都市計画による土地利用コントロールが機能していないということであり、市南部にあっては、都市計画区域内よりも外の地域において、宅地開発が進むという土地利用規制の違いによる影響が顕著に出ています。また、地域間の均衡ある発展を図ろうとした場合に、投資・対策の格差を生じさせる要因ともなりえます。

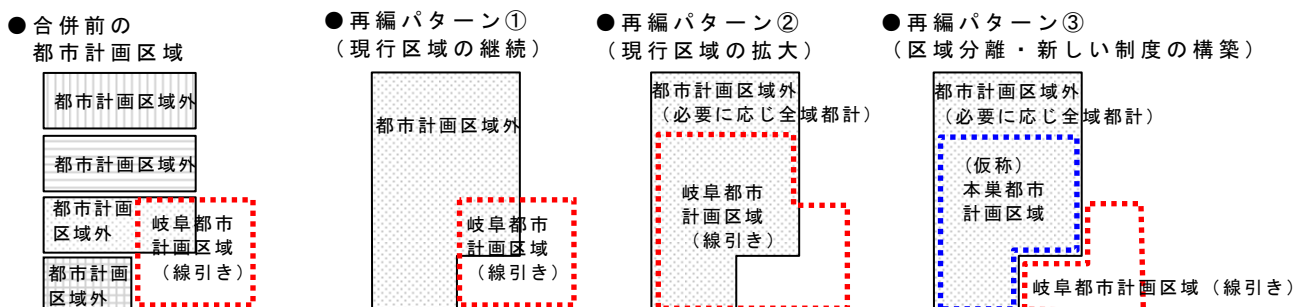
このように都市計画区域のあり方は、本市にとって喫緊の課題といえるものであり、市全体で一定の「ルール」を持ってまちづくりが進

められるよう、開発選好度の高い市南部を中心としながら「本巣市を一体的に捉えた都市計画区域の再編」を検討します。

なお、都市計画区域は、行政区域にとらわれず、実質一体の都市として整備、開発及び保全すべき範囲とされています。このため、再編にあたって、本市が岐阜都市計画区域に属していくのか、分離するのかを明確にする必要があります。

この選択によっては、新たな問題も生じることになるため、問題点への対応方策も含めて、慎重に検討を進めることが必要ですが、基本的には、導入編で述べた日常生活圏の実態や、土地が有するポテンシャルの効率的活用を考慮したなかで、「岐阜都市計画区域から分離した新しい都市計画区域を形成」し、市独自のまちづくりを進めることを目標とします。

#### ＜想定される主な都市計画区域再編パターン＞



(土地利用の基本方針②)

**公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用**

土地は限られた資源であり、有効に利用することが必要です。また、前述したように、土地は農地、宅地、森林等の様々な利用が競合するものであるため、公共的な観点に立った秩序ある利用が求められます。

本市の場合、市南部では優良な農地が広がっている状況にありますが、地理的・地形的な特性から開発選好度が高く、土地利用制限の緩い地域で宅地開発が進んでいる状況にあります。このような状況はむしろ非効率であり、例えば、宅地開発が無秩序に散在して進むことは、それに伴う公共投資の拡散につながるだけでなく、営農環境、周辺環境への影響も考えられます。

このため、宅地開発や行政による都市基盤整備等がバラバラに進むことがないように、公共的な観点で、利用するところ、守るところを明確にし、秩序のある合理的・効率的な土地利用を進めます。また、宅地としての利用を考える地域についても、住宅地の良好な居住環境の維持、商工業等の産業活動の効率化といった視点で、できる限り混在化を抑制していくことが求められます。このため、現在の土地の使われ方や将来にかけての開発需要等を考慮しながら、住宅、商業、工業等として利用する土地を明確化し、きめ細やかな土地利用ルールの活用検討もあわせて、本市に見合った利用集積を進めます。

(土地利用の基本方針③)

**まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用**

広大な市域を有する本市では、地域によって地形的・自然的条件が大きく異なっていますが、特筆すべきは、市域の8割以上を占める森林にみられるように、自然環境に恵まれていることです。

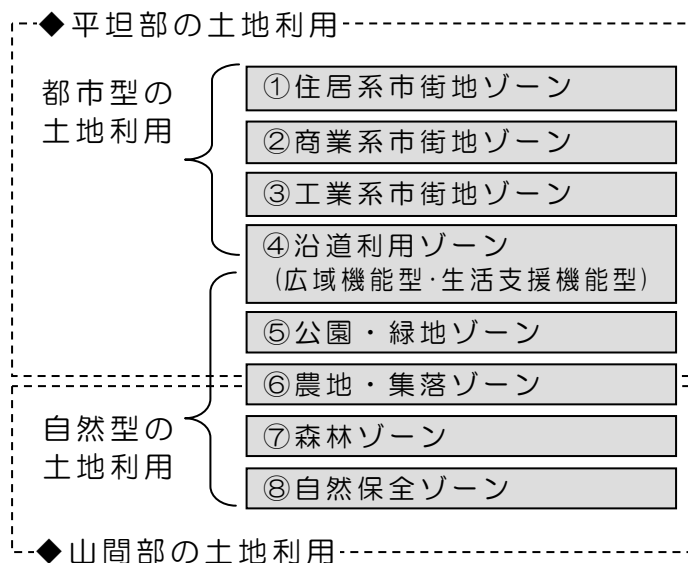
しかしながら、森林や農地は生産の場としての経済的価値が低下しており、本市においても、全国的な例に漏れず、宅地への利用転換や、耕作放棄地・放置林の増加がみられるようになってきています。

一方で、このような自然は、土地の環境保全や、優れた生態系、美しい風景を支える重要な要素となっており、住民意識からみても保全することが重要といえます。このため、自然に囲まれた集落地の生活環境整備や、東海環状自動車道インターチェンジ等の都市基盤整備に伴う新たな土地利用検討に際しても、「自然環境の保全やこれとの共生」があって、それから開発を考えることを原則とします。

## 2. ゾーン別土地利用の方針

基本方針を踏まえて、市域を8つのゾーンに区分し、各ゾーン毎に目指すべき土地利用像と配置のイメージを整理します。

なお、土地利用像を実現するために活用が考えられる「ルール」に関しては、以降の分野別方針であわせて整理します。

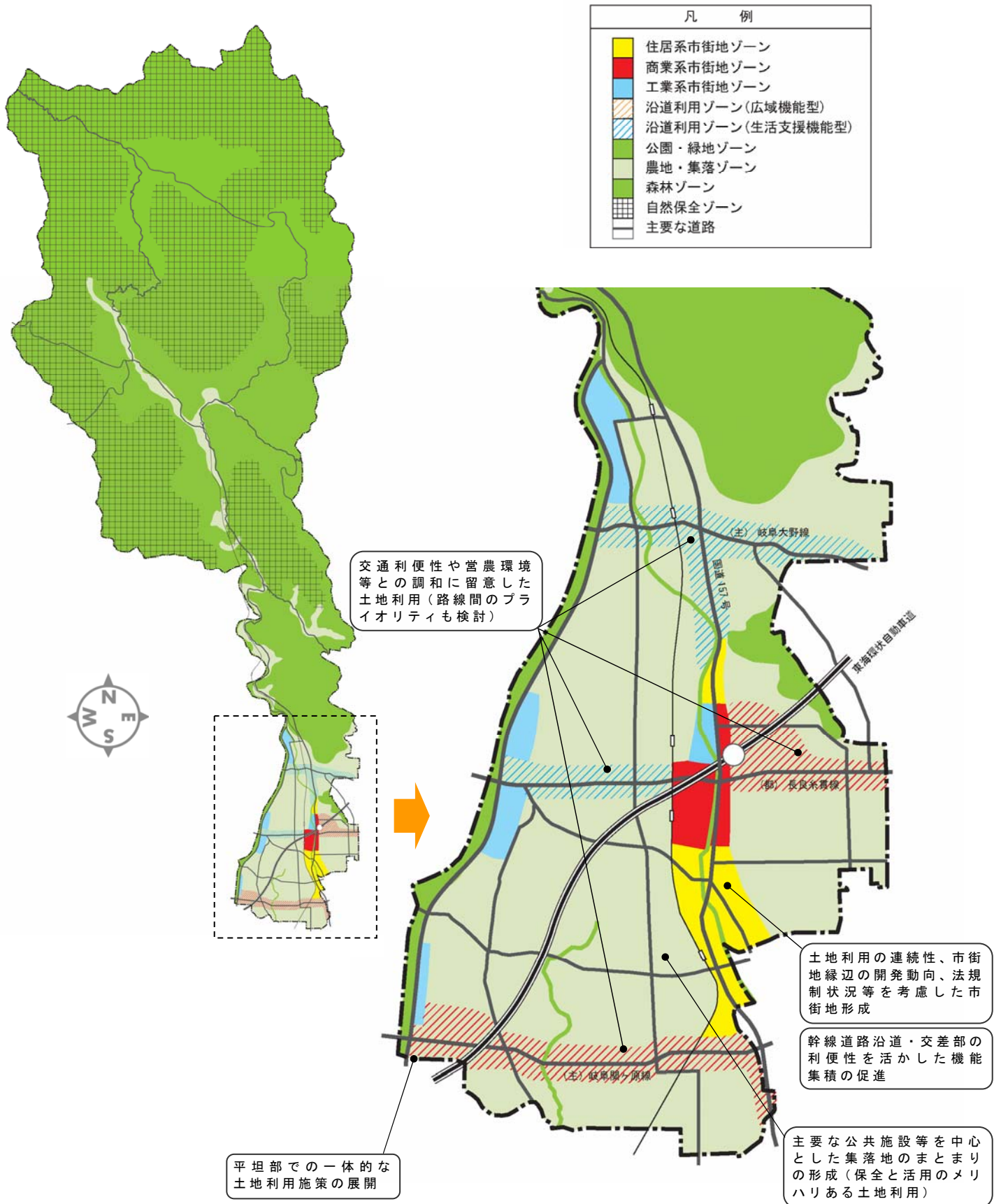


### 《各ゾーンの土地利用方針と配置のイメージ》

①住居系市街地ゾーン	
土地利用の内容	◆低層、低中層の住宅を基本とした居住環境の保全を図るとともに、日常生活に必要な施設（一定規模以下の商業施設、教育施設、福祉施設等）の立地による生活利便の向上に努めます。
配置のイメージ	◆現在の住居系用途地域及びこれに連続する住宅地
②商業系市街地ゾーン	
土地利用の内容	◆商業施設をはじめとする各種サービス施設の集積立地を誘導するとともに、地域住民や周辺都市住民の利用に配慮した利便性の高い空間形成を図ります。
配置のイメージ	◆大規模商業施設を中心とした、国道157号と都市計画道路長良系貫線の交差点周辺
③工業系市街地ゾーン	
土地利用の内容	◆大規模工業施設、地域産業を支える工場等の集積立地や機能維持を図るとともに、周辺の居住環境、営農環境への影響に配慮するよう誘導します。
配置のイメージ	◆現在の工業系用途地域のうち、大規模工業施設が集積する地域 ◆根尾川沿川で形成されている工業団地等

④沿道利用ゾーン（広域機能型、生活支援機能型）	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市街地ゾーン以外の主要な幹線道路沿道では、営農環境や居住環境の保全を基本としながら、生活利便性の向上や地域振興に資する効率的な土地利用を検討します。</li> <li>◆なお、沿道利用ゾーンは、各路線の規格に応じ、広域商業や物流等を含んだ高度で複合的な機能付加を想定した「広域機能型」と、周辺環境と共存できる商業等の機能付加を想定した「生活支援機能型」に区分します。</li> <li>◆また、こうした路線のなかでも、将来都市構造や道路整備の見通し等を考慮したなかで、利用の優先度調整を図ります。</li> </ul>
配置のイメージ	◆都市計画道路長良糸貫線、主要地方道岐阜関ヶ原線・岐阜大野線等の沿道地域及びインターチェンジ周辺地域
⑤公園・緑地ゾーン	
土地利用の内容	◆市民の日常的な憩いの場であるとともに、まちに潤いをもたらす水と緑の豊かな風景の場として、環境教育の場等として活用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆根尾川・糸貫川・犀川</li> <li>◆市街地近郊のまとまりある森林</li> <li>◆主要な公園</li> </ul>
⑥農地・集落ゾーン	
土地利用の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農地のまとまりを保全・確保し、営農環境や、多様な生物のすみかとしての機能、遊水機能の維持に努めます。</li> <li>◆集落地については、周辺の田園や里山の環境との調和を図りながら、居住環境の改善・向上、主要公共施設等を中心とした土地利用のまとまりの確保に努めます。</li> <li>◆なお、市街地縁辺部では、開発動向等に応じて、市街地としての設定を図り、良好な環境の整備・誘導を図ります。</li> </ul>
配置のイメージ	◆市街地ゾーン以外の集落地及び農地
⑦森林ゾーン	
土地利用の内容	◆森林の保全を基本として、林業生産や、自然と触れあえる場としての活用を図ります。
配置のイメージ	◆自然保全ゾーン以外の森林
⑧自然保全ゾーン	
土地利用の内容	◆水源のかん養、優れた生態系の維持、美しいまちの背景等を支える重要な森林として、積極的な保全・管理を図ります。
配置のイメージ	◆法に基づく国定公園や自然環境保全地域、主要な保安林・国有林

《土地利用に関する方針図》



## 3-2 市街地整備や規制・誘導に関する方針

### 1. 基本方針

#### 暮らしや賑わいを育む「都市基盤」「ルール」づくり

都市の一体化に対応したまちづくりとともに、居住環境、営農環境及び商工業の産業活動が調和した土地利用を進めるため、都市計画制度を活用した「ルール」の適用を検討します。

また、定住を促し、来訪者で賑わう都市空間を形成するため、庁舎周辺等の都市構造上重要な位置づけのある地域について、それぞれの特性に応じた取り組みを進めるとと

もに、快適な暮らしの場としての住居系市街地や、ものづくりの場としての工業系市街地において、計画的な市街地整備を進めます。

さらに、集落地においても、周辺の営農環境、里山環境との調和に留意しながら、地域の状況に応じた様々なまちづくり手法を活用して快適性の向上に努めます。

#### 〈市街地整備や規制・誘導に関する方針〉

暮らしや賑わいを育む「都市基盤」「ルール」づくり

- ⇒①都市計画による「ルール」づくり
- ⇒②拠点地域のまちづくり
- ⇒③市街地・集落地の生活基盤の充実

### 2. 整備・誘導の方針

#### 〈①都市計画による「ルール」づくり〉

◆地理的・地形的な特性から開発選好度の高い市南部では、計画的な土地利用コントロールを行うため、岐阜県との調整のもと、岐阜都市計画区域からの分離と（仮称）本巣都市計画区域の指定検討を行います。

◆国道 157 号沿道を中心とした市街地として位置づけられる地域では、都市計画区域の再編とあわせて、用途地域の新規指定・見直しの検討を行い、居住環境の保全や商業集積度の向上等、土地利用方針に即した建築活動が行われるように誘導します。

- ◆市街地外の地域では、営農環境、居住環境の保全を図るために特定用途制限地域等の指定検討を行い、環境悪化の恐れのある工業等の施設立地が進まないように誘導します。
- ◆特に、都市計画区域の再編を考えるなかで、区域区分の設定を行わない場合は、現状よりも土地利用制限が緩くなる地域が出てくるため、その指定検討に努めます。
- ◆なお、大規模商業施設を含めて住宅以外の施設立地が進んでいる主要地方道岐阜関ヶ原線や主要地方道岐阜大野線、道路整備に伴い開発需要の高まりが予想される都市計画道路長良糸貫線等の沿道では、周辺環境に配慮した計画的な開発が行われるよう、特定用途制限地域のほか、用途地域、地区計画等の各種制度による規制・誘導を検討します。
- ◆特に、将来都市構造で「都市活動調整ゾーン」として位置づけた地域での優先検討に努めます。

写真 主要地方道岐阜関ヶ原線沿道



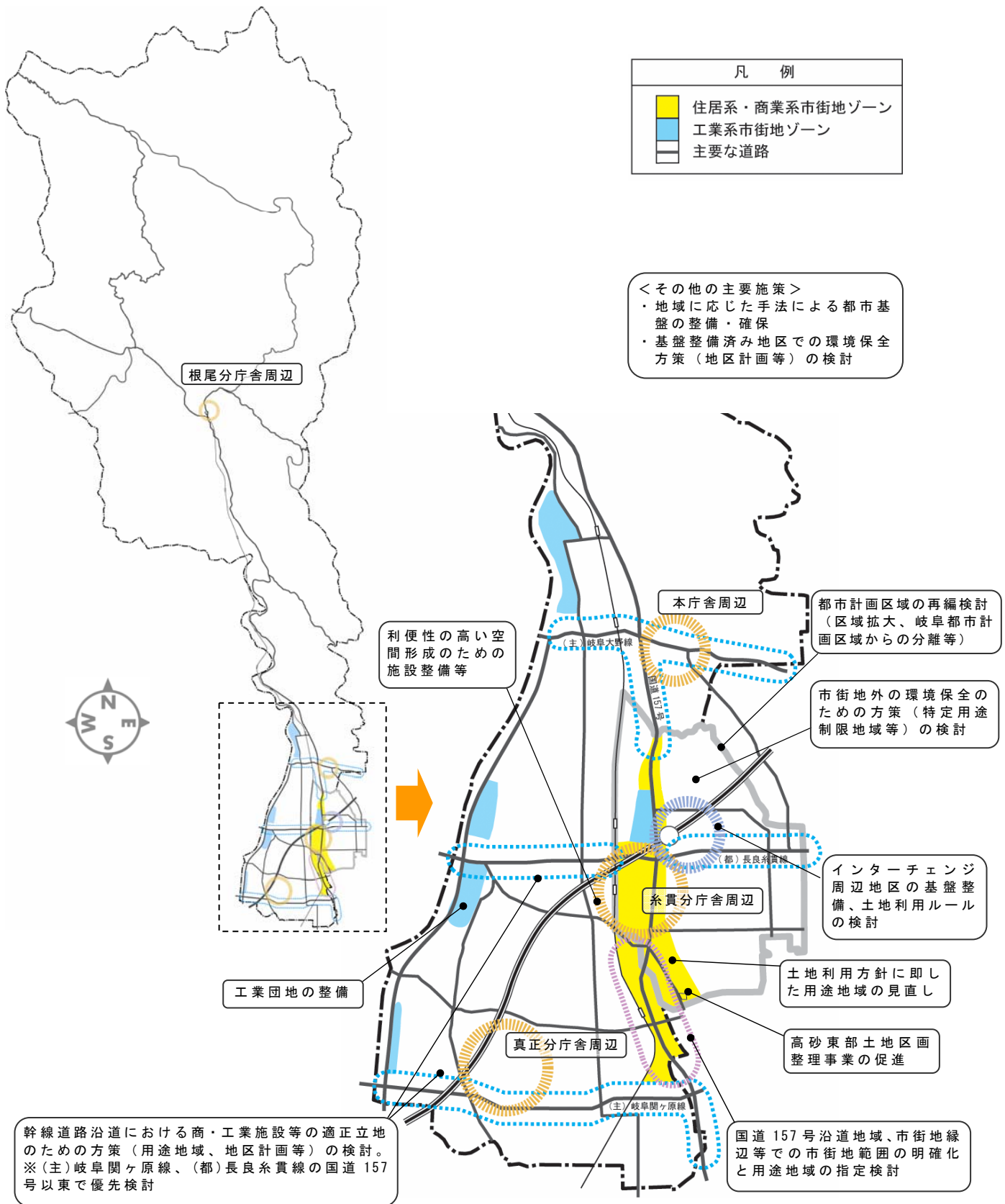
### ＜②拠点地域のまちづくり＞

- ◆市街地内の「商業拠点」として位置づけた地域では、大規模商業施設とあわせて、市内外の多くの人が集まり、利用する利便性の高い空間を形成するため、空き地を有効に活用しながら、行政サービス機能等の充実を図ります。
- ◆「産業拠点」として位置づけた東海環状自動車道インターチェンジ周辺では、開発需要の高まりに応じ、工業、物流、交流等の施設立地を適正かつ効率的に進めるための都市基盤整備や土地利用ルールについて検討を行います。
- ◆また、根尾川沿川において、屋井工業団地の整備を図るとともに、既存のものも含めて、緑化の義務化等、周辺環境との調和を図るための仕組みづくりを検討します。
- ◆本市では、「商業拠点」、「コミュニティ拠点」、「産業拠点」、「緑の交流拠点」といった都市拠点が分散して位置している状況にあるため、西部連絡道路の整備等により拠点機能の連携を強化し、生活の利便性向上に努めます。
- ◆また、都市拠点の周辺では、地域住民との連携を図り、地域が主体となったまちづくり計画を検討しながら、拠点と結びついた暮らし、もてなしの環境づくり等に努めます。

《③市街地・集落地の生活基盤の充実》

- ◆新たな定住の場を確保するため、現在実施されている「高砂東部土地区画整理事業」の早期完成を促進します。
- ◆市街地縁辺や大規模集落周辺といった地域では、宅地化を図る範囲をできる限り明確化しながら、地区計画による道路・公園等の都市基盤の確保、一体的に都市基盤を確保できる民間開発の指導・誘導等、各地域の状況に応じた様々な手法により、良好な居住環境の形成に努めます。
- ◆市街地内では、土地区画整理事業が施行済み及び施行中の地区があり、市街地外でも基盤整備済みの地区があります。このような地区については、地区計画制度等、現在の良好な居住環境を保全するための方策について検討を行います。

《市街地整備や規制・誘導に関する方針図》



### 3-3 道路・交通に関する方針

#### 1. 基本方針

##### 特徴的な地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

道路・交通網は、市民の日常生活や商工業等の産業活動を支える重要な要素となっています。このため、本市では、東海環状自動車道をはじめとした広域的な幹線道路の整備を進めるとともに、市内の全体的なネットワークの構築を図る観点で、インターチェンジへの連絡性や、市内の回遊性を考慮した幹線道路網の整備等、市民や来訪者が使いやすい道路づくりを進めます。

また、このような道路整備と連携しながら、歩行空間の確保や道路空間の緑化をはじめ、交通弱者の視点にも立った、安全で快適に利用できる交通環境づくりを進めます。

一方、公共交通に関しては、高齢化が著しく進むなかで重要性が増しており、本市では、樽見鉄道とバスの連携に配慮した施設・体制の充実により、利用を促します。

#### ＜道路・交通に関する方針＞

特徴的な地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

- ⇒①広域幹線道路の整備
- ⇒②幹線道路網の整備
- ⇒③人にやさしく美しい道路の整備
- ⇒④公共交通の充実

#### 2. 整備・誘導の方針

##### ＜①広域幹線道路の整備＞

- ◆本市と広域都市圏を結び東海環状自動車道及びそのインターチェンジの早期整備を関係機関に要請します。
- ◆福井県と岐阜地域を結び主軸であり、本市の市街地形成の軸としても位置づけられる国道157号は、インターチェンジの設置に対応した周辺道路整備を図るとと

もに、地形的な制約を受けている山間部においても、日当・平野バイパスの整備等により、利便性向上に努めます。

- ◆都市計画道路長良糸貫線の早期着手や主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化の早期完成等、東西方向の都市間連携を支える道路の整備、改良を進めます。

- ◆国道 157 号の機能を補完し、根尾川・揖斐川沿川の都市間連携を支える道路として、根尾川左岸堤防道路の整備を推進します。

写真 国道 157 号（市街地内）



### ＜②幹線道路網の整備＞

- ◆「商業拠点」、「コミュニティ拠点」、「緑の交流拠点」等の様々な都市活動の場を結び、生活の利便性向上や、国道 157 号の渋滞緩和に資する路線として、西部連絡道路の整備を推進します。
- ◆市街地内の渋滞緩和に資する路線として、国道 157 号と都市計画道路長良糸貫線を結ぶ環状型の市道の改良を推進します。
- ◆その他、都市拠点に連絡する幹線市道の整備を進めるとともに、国道 303 号をはじめとした国県道の改良を促し、市内の交通利便性向上に努めます。
- ◆山間部では、地形的・自然的特性を考慮し、林道も含めた道路網の構築や復旧体制等のソフト面の充実により、災害に強い交通環境

の実現を目指します。

- ◆幹線道路については、市内各地域を結ぶ利便性の高い道路網を構築できるよう、幹線道路計画の策定とこれに基づく計画的・効率的な整備に努めます。
- ◆「商業拠点」を含むような、沿道利用を図る幹線道路では、施設立地に伴う周辺交通環境への影響に配慮し、適正規模の駐車場やアクセス道路を確保するよう指導・誘導に努めます。

### ＜③人にやさしく美しい道路の整備＞

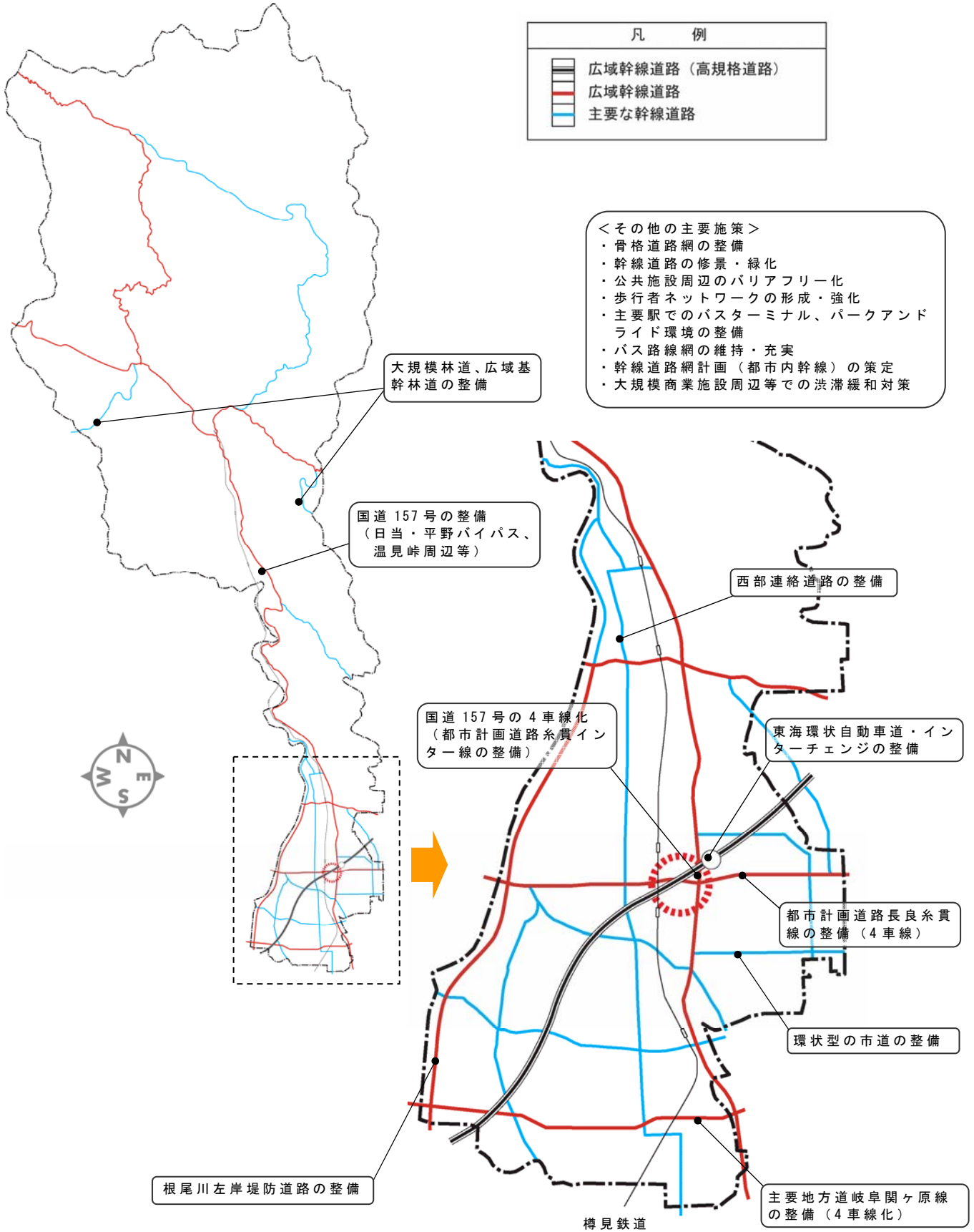
- ◆地域住民の要望を把握し、各地域のまちづくりとの連携も図りながら、生活道路の整備・充実に努めます。
- ◆主要な道路では、歩道の拡幅、街路灯・その他交通安全施設の設置を図るとともに、糸貫川等の水と緑の資源を取り込みながら、安全で楽しみながら歩けるネットワークづくりを進めます。
- ◆「文教拠点」をはじめとした様々な都市拠点が位置する市街地や、主要な公共施設周辺等では、多くの人が利用する特性を考慮し、歩行空間の確保とともに、ユニバーサルデザインに配慮した、使いやすく安全な道路整備を進めます。

- ◆幹線道路では、歩道幅員に応じた街路樹の植樹や、屋外広告物の規制・誘導、市民主体の取り組みとあわせた管理等、美しく快適な道路空間を保全・創出するための取り組みを進めます。
- ◆国道 157 号沿道に位置する道の駅を活用して、来訪者にわかりやすい道路交通情報の提供を図るとともに、集客展開を進めます。

#### ＜④公共交通の充実＞

- ◆樽見鉄道は、交通弱者等の移動を支え、渋滞緩和にも資する人・環境にやさしい交通手段として活用を図るため、沿線市町とともに支援します。
- ◆鉄道利用の利便性向上とともに、バス路線等のその他交通との相互連絡性を高めるため、「交通拠点」としての主要駅周辺部で、バスターミナルやパークアンドライド等の環境整備を図ります。
- ◆その他の駅についても、自然や歴史・文化を活かした集客展開を図るため、地域住民主体の取り組みとあわせて、駅周辺の情報発信や環境美化等の取り組みを進めます。
- ◆バス路線については、バス事業者と連携を図り、路線維持に努めるとともに、地域住民の意向や幹線道路の整備等を考慮しながら、より利用しやすい路線網の構築に努めます。

《道路・交通に関する方針図》



## 3-4 水と緑に関する方針

### 1. 基本方針

#### 美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり

市域の8割以上を森林が占め、地域によって異なる自然の豊かさ、美しさを有する本市では、自然を守り、活かすことがまちづくりにおいて重要な役割を占めるものです。

このため、市全体及び地域の視点から積極的に守り、継承すべき自然を明確化して、保全と共生を原則とした都市活動を促すとともに、親

水空間等の自然と身近に接することができる空間づくりを進めます。

また、快適で潤いのある生活環境を形成するため、各地域のまちづくりにあわせて、市民が利用しやすい都市公園等の整備・確保を図るとともに、地域住民の取り組みと連携した公共空間・民有地での緑化を進めます。

#### ＜水と緑に関する方針＞

美しく豊かで、身近に感じる  
水と緑の環境づくり

- ⇒①自然・生態系の保全
- ⇒②市民が親しめる川・山・里づくり
- ⇒③公園・緑地の整備

### 2. 整備・誘導の方針

#### ＜①自然・生態系の保全＞

- ◆河川の水質保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業等、地域の特性に応じた手法により、生活排水の適正処理を進めます。
- ◆市域の8割以上を占める森林は、保水能力の確保、土壌の保全といった面から、本市の自然保全の根幹といえるものです。このため、森林については、保安林指定の維持や、グリーンボランティアの活用等により、適正な保全・管理を進めます。

- ◆また、能郷白山山頂付近や根尾川の一部流域では、それぞれ自然環境保全地域（特別地域と普通地域）、国定公園としての指定を維持し、積極的な保全を図ります。
- ◆都市化が進んでいる市南部では、幹線道路沿道の土地利用方針との整合性等に留意しながら、田園風景の骨格や、優良農地、多様な生物のすみか等として積極的に保全を図る区域を明確化し、農業振興地域等の他法令との連携により計画的な保全に努めます。

- ◆源氏ボタルが生息する席田用水（糸貫川）や、ササユリが群生する文殊の森等、市民に身近で、優れた生態系が維持されている自然は、地域住民の取り組みとあわせて、積極的な保全を図ります。
- ◆根尾川等の河川改修においては、多自然型改修等の生態系の保全に配慮した取り組みを進めます。
- ◆市民や事業者の役割も含めて環境政策の道筋を明らかにした「環境基本計画」の策定を進めます。

写真 席田用水（糸貫川）



### ＜②市民が親しめる川・山・里づくり＞

- ◆船来山や大平山等の市街地近郊に位置する森林・丘陵地は、風致地区等の指定を検討し、良好な環境・景観の保全に努めます。
- ◆河川改修にあわせた親水空間の確保、市北中部の豊かな自然や東海自然歩道を活かした森林浴環境の充実等、人々が自然に親しめる空間づくりを進めます。
- ◆「緑の交流拠点」として位置づけられる淡墨公園、文殊の森等の既存の憩いの場については、周辺の

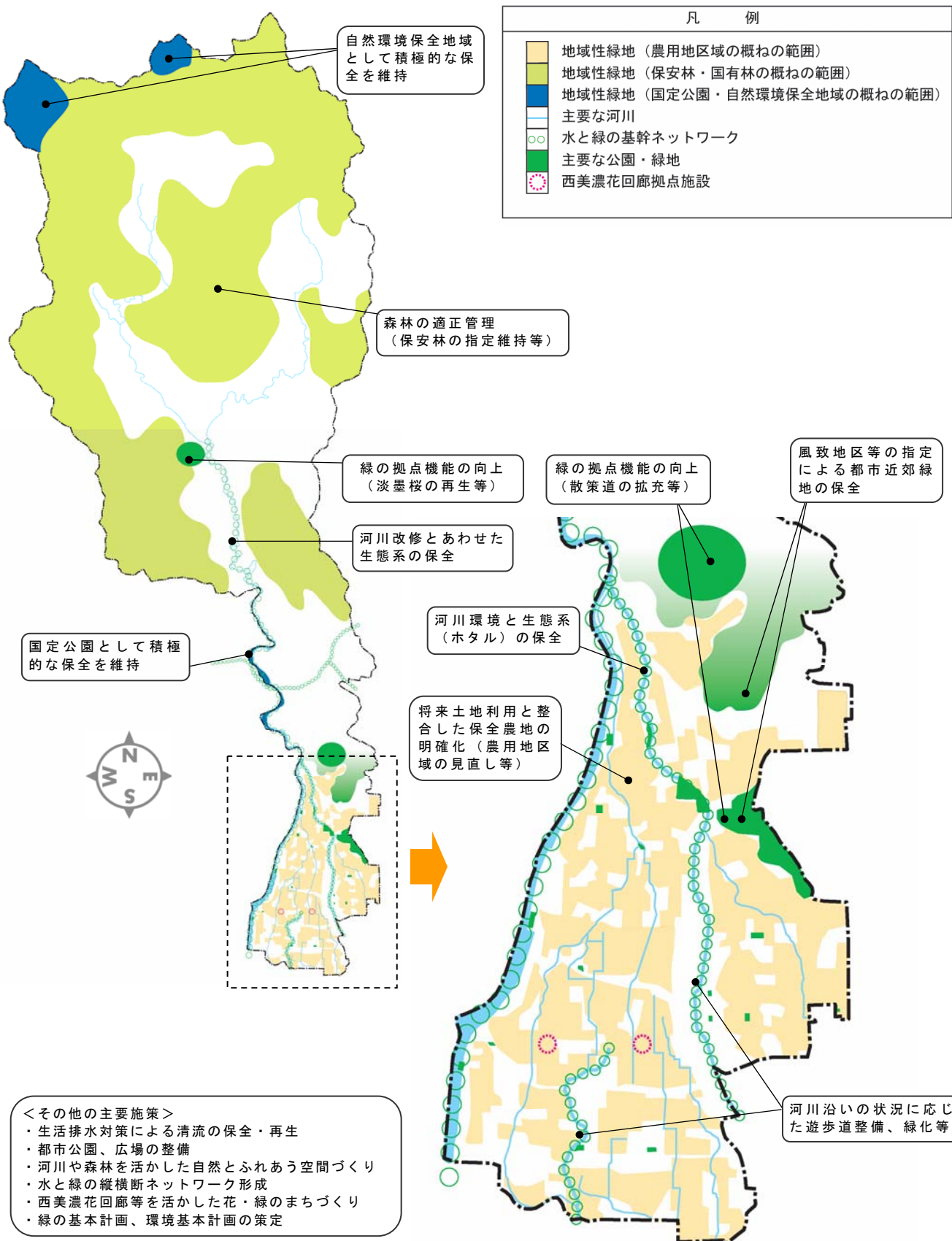
まちづくりとの連携や、それぞれの特性を踏まえた環境整備により、利用を促します。

- ◆糸貫川等の主要な河川では、河川沿いの状況に応じて緑化や遊歩道の整備を図り、美しい河川風景を眺めながら歩ける空間づくりを進めます。また、河川相互を結ぶ横断方向の緑道や地域資源を結ぶ多様な緑道の設定・整備を図り、水と緑のネットワーク形成を進めます。

### ＜③公園・緑地の整備＞

- ◆身近な憩いの場としての都市公園や広場は、地域間のバランスとともに、道路、河川等の各種基盤整備との連携や、地区計画制度等の活用留意しながら、計画的に確保していきます。
- ◆なお、これらの整備にあたっては計画づくりの段階から市民参加を促すとともに、アダプトプログラム等の市民による維持管理の仕組みづくりを検討します。
- ◆西美濃花回廊や県花街道の位置づけも考慮しながら、公共空間での緑化を進めます。
- ◆また、一定規模以上の開発行為における植栽の義務化や、緑地協定等の地域住民が主体となって行う緑のまちづくりを促し、民有地での緑化を進めます。
- ◆計画的な公園整備や緑化を進めるための指針として、「緑の基本計画」の策定を行います。

### 《水と緑に関する方針図》



## 3-5 街並み・景観に関する方針

### 1. 基本方針

#### 美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

都市の快適性や都市の魅力といった視点から、見える環境として街並み・景観に対するニーズは高まっています。平成16年12月には、景観に関する総合的な法律として、景観三法が施行され、全国的に景観の保全・創出に関する取り組みが活発化してきています。

こうしたなか、本市では、多くの人が集まり、利用するような都市構造上重要な拠点や軸について、重点

的な取り組みを進めるとともに、郷土景観としての美しい自然景観の保全を図るなど、市民が誇り、来訪者が本市をイメージできるような景観誘導を進めます。

また、市内には地域それぞれの特徴的な景観資源があります。これらについては、地域住民が主体となった保全等のためのルールづくりを検討し、まちづくりへの活用を進めます。

#### 《街並み・景観に関する方針》

美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

- ⇒①特徴的なまちの顔・軸づくり
- ⇒②美しい郷土景観の保全
- ⇒③地域毎の景観づくり

### 2. 整備・誘導の方針

#### 《①特徴的なまちの顔・軸づくり》

◆「交通拠点」として位置づけられる東海環状自動車道インターチェンジ周辺や、樽見鉄道の主要駅周辺は、来訪者を迎えるまちの玄関口として、本市をイメージできるような修景整備や、周辺地域のまちづくりと結びつけた景観誘導を進めます。

- ◆庁舎周辺等のその他の都市拠点についても、緑化による周辺環境との調和や、案内板の充実等による利用者にわかりやすい景観誘導を進めます。
- ◆幹線道路では、道路整備にあわせた植樹や屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した歩行空間づくりを進めます。

- ◆特に、「都市間連携軸」としての国道157号や、「都市内環状連携軸」としての西部連絡道路等は、様々な都市拠点を結ぶ位置づけから、各拠点へ誘導する案内板の統一化や、緑の連続性の確保等を含めて重点的な取り組みに努めます。

### ＜②美しい郷土景観の保全＞

- ◆もともと農業や林業を中心に発展してきた本市では、市南部で優良農地が、市北中部で森林が広がり、美しい景観を形成しています。このため、都市計画区域の再編等とあわせて、良好な田園風景や、まちの背景を損なうような建物の形態及び立地の制限について検討を進めます。
- ◆根尾川、糸貫川、犀川等の主要な河川については、緑の連続性を確保するとともに、親水性豊かな緑地空間づくりを進めます。

写真 田園風景と背景の山並み



### ＜③地域毎の景観づくり＞

- ◆市街地整備や各地域のまちづくりにあわせて、良好な景観を創出するため、地域住民の意向を踏まえながら、地区計画制度等による建物の形態制限等の検討を行います。
- ◆本市には、優れた渓谷美を有する金山峡谷、船来山の里山景観、鶉ヶ池の潤いある景観、根尾谷断層等、それぞれの地域において特有の優れた景観資源が位置しています。これらについては、地域住民の意向に応じ、景観の保全・創出方策の検討を行いながら、まちづくりへの活用を進めます。
- ◆「花の都ぎふ」運動を踏まえつつ、市民が主体となった緑化活動を促すとともに、地域の状況に応じて、アダプトプログラム等、市民が日常的に景観づくりに関わっていけるような仕組みについて検討を行います。
- ◆景観に関する取り組み全体として、景観計画の策定や景観地区としての位置づけ等の可能性を検討します。

## 3-6 その他の暮らしに関する方針

### 1. 基本方針

#### 安全・安心で本巣市らしさのある生活環境づくり

本市は、豊かな自然環境に恵まれています。これらは、浸水被害や土砂崩れ等の大きな災害を引き起こす危険性もはらんでいます。また、平成17年には、「東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく地震防災対策推進地域に指定されています。こうしたなか、自然災害から市民の生命と財産を守るため、犀川圏域（本巣市・岐阜市・瑞穂市・北方町）としての位置づけを踏まえた治水対策をはじめ、地域防災計画に基づく山地や河川での災害対策、まち

なかでの耐震・不燃化対策、自主防災組織の活性化等、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、本市では、高齢化の進展、山間部での過疎化といった問題が顕著化しており、このような問題への対応とともに、農林業を中心に発展してきたまち、合併により誕生したまちとしての特性等を考慮しながら、若者や高齢者が快適に暮らし続けることのできる居住環境づくりを進めます。

#### 〈その他の暮らしに関する方針〉

安全・安心で本巣市らしさ  
のある生活環境づくり

⇒①災害に強い生活環境の整備  
⇒②本巣市らしい居住環境の保全・整備

### 2. 整備・誘導の方針

#### 〈①災害に強い生活環境の整備〉

◆河川については、根尾川の改修を促すとともに、犀川圏域としての位置づけを考慮して、犀川等の改修や重要水防箇所における水防活動を関係機関に働きかけます。

◆また、流域での総合的な対策の必要性から、民間開発等の宅地化に伴う雨水調整機能の確保、雨水排出抑制の指導方策について検討を行います。また、浸水が危惧される地域では、開発の際の防災措置の指導に努めます。

- ◆山間部では、土砂災害が危惧される地域について、ハード対策事業を促進するとともに、危険箇所の増加抑制に向けた森林の保全・育成や土砂災害警戒区域の指定など、ソフト対策の強化に努めます。
- ◆公共施設、小中学校等において、耐震整備や防災資機材の充実、飲料水・食料の確保を図るとともに、企業・事業所との災害応援協定の締結を進めるなど、防災拠点の拡充に努めます。
- ◆建物が密集する地域では、地域住民の協力を得ながら、延焼防止空間や避難場所としての道路、公園・緑地の確保を進めます。
- ◆なお、特に不燃化を進める必要がある地域や、防火帯としての役割を担う幹線道路等においては、防火地域・準防火地域等の指定を検討し、建替え・新築にあわせた配慮を求めています。
- ◆ハザードマップを活用し、災害の危険箇所や危険回避の方法等に関する情報を市民に積極的に提供します。
- ◆また、「自分のまちは自分で守る」という市民の意識高揚を促し、地域毎の防災会議の開催や危険箇所の把握等、自主防災組織の活動の活性化を図ります。

## ＜②本巢市らしい居住環境の保全・整備＞

- ◆高齢化の進展を勘案し、「岐阜県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、高齢者の生活に配慮した住宅改善支援と市営住宅改善を行うとともに、多くの人々が利用する公共施設等において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。
- ◆古くより農林業で発展してきた特性から、農地や森林等の生産基盤の保全・整備及び有効活用を図り、持続的に経営できる農林業を進めます。特に、営農基盤については、長期的な土地利用方針との整合性等に留意しながら、農地の流動化・集団化や、用排水路、ほ場等の基盤整備を進め、生産性の維持・向上に努めます。
- ◆また、このような農林業振興方策との連携のもとで、ゆとりある田園居住環境の保全・整備や、過疎化、雪害、鳥獣被害等の特有の問題に対応した山村集落の居住環境の保全・整備を進めます。
- ◆本市では、より効率的・効果的な行政サービス提供を行うために、斎場、総合体育館、幼稚園等の新規整備や施設の統廃合を進めます。施設の整備等に当たっては、都市軸・都市拠点周辺での市民が利用しやすい場所での配置や、環境との調和に留意していきます。